平成２７年（フ）第１６２号
千葉県柏市中新宿１丁目４番４号
債務者　津留　　貴
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１６６号
千葉県野田市木間ケ瀬786番地２
債務者　五来　康宣
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１９２号
千葉県柏市若柴317番地１　デュオアリーナ柏の葉キャンパス105号
債務者　町田　　喬
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２１２号
千葉県松戸市六高台７丁目57番地　小松コーポ１－102号
債務者　中村　里枝
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２３８号
千葉県我孫子市柴崎台４丁目２番16号　101号　シティハイムサンライズ
債務者　松本　静江
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１０７号
兵庫県宝塚市安倉南４丁目40番９号　エクセルコート安倉101
債務者　米原　政江
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１０８号
兵庫県宝塚市安倉南４丁目40番９号　エクセルコート安倉101
債務者　荒川　修一
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２４６号
兵庫県尼崎市浜田町３丁目24番地の２レオパレスデイジーヴィラ201号
債務者　松森　　久
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２５２号
兵庫県尼崎市武庫之荘１丁目25番８号　メゾン武庫之荘102
債務者　泉田　美幸
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２８３号
兵庫県尼崎市南武庫之荘７丁目１番22号　橋本賃家106号
債務者　藤井　　学
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２８４号
兵庫県尼崎市南武庫之荘７丁目１番22号　橋本賃家106号
債務者　藤井　　**翔**
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５４号
佐賀県嬉野市塩田町大字五町田甲1200番地、前住所佐賀県嬉野市塩田町大字大草野丙1508番地４
債務者　山田　賢一
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第５５号
佐賀県嬉野市塩田町大字五町田甲1200番地、前住所佐賀県嬉野市塩田町大字大草野丙1508番地４
債務者　山田　春美
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第６０号
佐賀県西松浦郡有田町南山丁424番地１
債務者　橋本　麻未
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第２８号
佐賀県唐津市松南町７番14号
債務者　井手　基嗣
1　決定年月日時　平成27年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第２９号
佐賀県唐津市松南町７番14号
債務者　井手　祥子
1　決定年月日時　平成27年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第５２号
福島県郡山市並木４丁目12番地の２　井上ビル406号
債務者　坂内　健郎
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係